謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第4号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	カルプロテクチン(糞便)
保険点数	270点
検体検査判断料	尿・糞便等検査判断料(34点)
診療報酬点数表区分	「D003」糞便検査「9」
留意事項	~(略)~
	イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定す
	る場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集
	法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、
	FEIA法、イムノクロマト法 <u>又はLA法</u> により測定した場合に、それぞれ3
	月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検
	査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録
	及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	~(略)~

■ 適用日

2023(R5)年 6月 1日(木)から適用

